建設工事の入札に係る工事費内訳書の提出について

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　宮古島市契約検査課

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により、建設業者は、入札時に工事費内訳書を提出することが義務づけられております。

　つきましては、建設工事の入札に係る工事費内訳書の提出について下記のとおり取り扱います。

　なお、工事費内訳書を提出しない者が行った入札、不備がある工事費内訳書を提出した者が行った入札は、無効とします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　内訳書提出対象建設工事

　　競争入札により行う予定価格１３０万円以上の建設工事とします。

２　工事費内訳書の提出方法

　　入札書にホチキス留めして入札箱へ投函。

３　工事費内訳書の様式

　　工事費内訳書の様式はA4（縦）とします。

* 宮古島市ホームページに記入例を掲載しております。

４　入札無効について

　　工事費内訳書が次の無効事由に該当する場合は、その入札は無効とします。

　　・全部又は一部が提出されていない場合。

　　・工事価格と内訳合計金額が一致しない場合。

　　・工事名に誤記がある場合。

・記名押印がない場合。

５　適用日

　　平成３０年 ４月 １日以降、指名又は公告を行う入札から適用します。